

特定乳児等通園支援事業者に係る認可・  
利用定員の設定及び確認について

---

令和8年1月



## 子ども・子育て支援法に基づく認可・確認制度と利用定員

子ども・子育て支援法では、市町村の認可を受けた乳児等通園支援事業者からの申請に基づき、市町村が利用定員を定めた上で給付の対象事業者となることを確認し、乳児等支援給付費を支払うこととなっています。

《参考》各項目ごとの認可制度と確認制度の関係

項目	施設・事業	認可の権限	確認の権限
特定教育・保育施設 (施設型給付)	幼稚園	北海道	私学助成幼稚園
	認定こども園		江別市 「江別市特定教育・ 保育施設及び特定地 域型保育事業の運営 に関する基準を定め る条例」に基づく
	保育所		
特定地域型保育事業 (地域型保育給付)	小規模保育	江別市 「江別市家庭的保育 事業等の設備及び運 営に関する基準を定 める条例」に基づく	江別市 「江別市特定教育・ 保育施設及び特定地 域型保育事業の運営 に関する基準を定め る条例」に基づく
	家庭的保育		
	事業所内保育		
	居宅訪問型保育		
特定乳児等 通園支援事業者 (乳児等支援給付)	乳児等通園 支援事業者	① 江別市 「江別市乳児等通園 支援事業の設備及び 運営に関する基準を 定める条例」 に基づく	② 江別市 (仮)「江別市特定 乳児等通園支援事業 の運営に関する基準 を定める条例」 (※)に基づく

※令和8年第1回江別市議会定例会にて提案予定。

市で条例が制定されるまでの間、国が定める「特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準」を市の条例で定める基準とみなすことができる旨の経過措置が設けられている。

(子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令(令和7年12月5日政令第403号第5条))

- 市から「認可」及び「確認」を受けた事業者が、「乳児等支援給付」の対象となります。
- 特定乳児等通園支援事業者の認可・利用定員の設定に際しては、子ども・子育て会議の意見聴取が必要とされています。  
(児童福祉法第34条の15第4項)(子ども・子育て支援法第54条の2第3項)

## 利用定員の設定予定等

(単位：人)

No	施設名称	実施方式	認可・利用定員			
			0歳	1歳	2歳	計
1	愛保育園 (幸町8-9)	余裕活用型	2	2	2	6
2	認定こども園 元江別わかば幼稚園 (元町24-8)	一般型	0	14	14	28
計			2	16	16	34

※認定こども園元江別わかば幼稚園の利用定員には、定期利用（特定の曜日に通う児童）の見込み人数12名を含む。

《参考》第3期江別市子ども・子育て支援事業計画における  
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）確保方策（提供体制）

年齢	単位	R8	R9	R10	R11
0歳	人/日	2	3	3	5
1歳	人/日	2	5	6	8
2歳	人/日	2	5	7	10